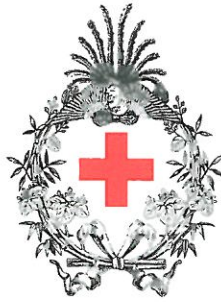


第 10TH-0067421 号



このたびは、被災された方々のための義援金をお寄せいただきまして、誠にありがとうございました。

お預かりいたしましたお気持ちと義援金は被災された方々のために役立てていただくようにいたします。あたたかいご支援、誠にありがとうございました。

受 領 証

財団法人 日本釣振興会 様

中央区八丁堀 2-22-8 日本フィッシング会館 3階

¥ 38,339,181-

(第1回 H23.3.17 ~ 4.15迄 取りまとめ分)
但 東日本大震災義援金として

上記のとおり受領致しました。

平成 23 年 4 月 18 日

日本赤十字社

社長 近衛 忠輝



〒105-8521 東京都港区芝大門 1-1-3

TEL. 03-3438-1311

(注) この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

第 10TH-0089439 号



このたびは、被災された方々のための義援金をお寄せいただきまして、誠にありがとうございました。

お預かりいたしましたお気持ちと義援金は被災された方々のために役立てていただくようにいたします。あたたかいご支援、誠にありがとうございました。

受 領 証

財団法人日本釣振興会 様

中央区八丁堀 2-22-8

日本フィッシング会館 3階

¥ 16,452,728.-

但 東日本大震災義援金として
(第2回 H23.4.16 ~ 5.15迄取りまとめ分)
上記のとおり受領致しました。

平成23年5月16日

日本赤十字社

社長 近衛 忠輝



〒105-8521 東京都港区芝大門 1-1-3

TEL. 03-3438-1311

(注) この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。